



21宇都建第600号

平成22年3月1日

宇治市長 久保田 勇



建築基準法に基づく中間検査制度の期間延長について

平素は、宇治市建築行政の推進に御協力いただき有難うございます。

さて、本市では京都府建築物安全安心推進計画の主要な施策の一つとして、建築基準法の規定に基づく「建築物中間検査制度」を適用し、建築物の安全性の確保を図っていますが、この度、本制度の適用期限を「平成22年3月31日まで」と指定しておりましたものを、「平成27年3月31日まで」に延長し、また、工区を複数に分けて工事を行う場合の中間検査対象範囲を「最初に当該工事の工程を完了する範囲」から「それぞれの当該工事の工程を完了する範囲」に変更しましたのでお知らせします。

つきましては、制度の周知及び実効性の確保につきまして引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。